

# くらし支える相談センターニュース 第6号

電話番号 052-916-7702 (FAX兼用)

電話受付時間 月曜～金曜 午後1時～午後5時 北区平安2-1-10-701

E-mail: kurashi.soudan@gmail.com 2012年12月19日発行

## 11月の相談は15件、関係者の努力でひろがる相談センター

11月は相談が15件、うち3件が無料法律相談につながられました。相談の大半が、ホウネット会員やつながりのある団体からの紹介でした。

最近では、北区を中心に西、東、守山などに住んでおられる方々からの相談が増えています。くらし支える相談センターが、関係するみなさんの努力で少しずつ地域に広がりつつあるのでしょうか。

10月から月1回ではありますが、専門相談日を設け、ピラ宣伝やマスコミへの案内掲載をお願いし、実施しています。11月には生活保護の相談を行ったところ、2件の電話相談がありました。

なお、くらし支える相談センターの維持運営の協力募金では、これまでに個人119人、2団体から38万円が寄せられています。



### 進路・進学についての 無料電話相談会

日時 1月9日(水) 13～17時  
相談員 元高校教員

中学生、高校生が進路に悩む時期になりました。経験豊富な元教員が、相談に対応します。お気軽にお電話ください。

### くらし支える相談センターとは

「弁護士法人名古屋北法律事務所」と「暮らしと法律を結ぶホウネット」が共同で運営しています。

市民の皆さんの暮らしの困りごと、医療や福祉・介護、子育てや教育、雇用・失業や経営問題など、生活に関わるあらゆる相談を電話で受付し、センターと提携している専門の団体や個人の方々の力も借りながら解決に向けお手伝いをしています。

#### ＜無料法律相談も＞

毎週金曜日13時30分～15時

くらし支える相談センターにおいて  
事前予約制です。相談センターまで。

### 寄せられた相談の事例を紹介します。

#### □事例1

相談内容—27歳女性。今年結婚、出産。しかし一緒に生活はしておらず、実家にいる。夫と一緒に生活すると言っているが、実現せず。やむなく、家裁に「婚費請求」を出す。しかし相手は、両親に話をするというだけで埒が明かす。離婚を考えている。生活費をどう請求するかなど相談したい。

相談結果—無料法律相談を案内。その後本格的な法的対応となり、離婚調停申し立て、調停となる。

#### □事例2

相談内容—51歳男性。生活保護の申請をすると親族に扶養照会が行くのか。親に心配かけたくないで抵抗がある。

相談結果—役所の親兄弟への扶養照会は、万一のことを考えてのこと。親は、照会によって、わが子が生活保護を受けてはいるが、不安定な生活をしていないことがわかり、むしろ安心されるのではないかと。相談者の不安を取り除く。



### □事例3

相談内容—男性。近所の家の植木が道路を塞ぎ交通に支障をきたしている。近所ということで自分が区役所に電話しにくい。相談センターからお願いできないか。

相談結果—本来は、気がついた人が区役所に申し出ることが最適であるが、やむをえず該当の所在地、氏名を聞き、区役所のまちづくり推進課にその旨電話。区は、早速現地に出かけ対処すると回答。

## 忙しくなるか相談センター！！

今回の総選挙は想定外の外と思われる結末になり、大勝した自民党でさえびっくりの結果になりました。これから国民のくらしは、生活はどうなるのか。3年余前の時に戻るのか。私たちはもっともって注視していかなくてはと考えます。

広く相談センターを知っていただくと同時に、相談内容が盛りだくさんにならないよう願っています。

来年もよろしくお祈りします。

(相談センター事務局長 金子春雄)

## ポスター貼り出しにご協力を！



素敵なポスターが出来上がりました。皆さんのお宅に是非掲示をお願いいたします。ご協力よろしくお祈りします。

## 年金受給者の確定申告にご注意

相談センターでは、11月30日に相談員を対象にした研修会を開催しました。今回は年末が差し迫る中で講師に戸谷隆夫税理士をお迎えして税務に関する研修を行いました。

相続の際の税金、慰謝料をもらった際の税金、保険金を受領した際の税金など多彩のテーマで、私たちが相談を受ける際のポイントを解説していただきました。今回は特に注意すべきだなあと思った年金受給と確定申告について報告したいと思います。

日本では、会社員などは源泉徴収制度や年末調整があり、確定申告をされていない方も多いかと思いますが、年金を受給するようになると、確定申告が必要でしたが、年金収入が400万円以下の場合には確定申告が不要になりました。

しかし、不要というのはしなくてもよいというだけで、確定申告をした方がよい場合もあります。まず、医療費控除や寄付金控除など各種控除を受けることにより還付金が発生する場合があります。確定申告をしなければ、返ってくるお金は返って来ません。申告すれば更に税金を支払う必要がある場合もあるので、申告すべきか否かは、還付金があるのか納税が必要になるのかでまずは考える必要があります。

また、年金収入は、次年度の住民税や国保税の基準にもなります。そのため、確定申告（確定申告をすれば住民税の申告も兼ねます）をした方が住民税や国保税が軽減される場合もありますし、住民税の申告だけをする方法もあります。住民税や国保税が高いなあと思われる方はきちんと申告をした方がいいというケースもありますね。

申告すべきかどうか悩んだ場合には、一度、相談センターにご相談下さい。

(弁護士 加藤悠史)

<相談センターのホームページ>  
<http://www.kurashi-soudan.info/>  
<相談センターのブログ>  
<http://ameblo.jp/kurashisoudan/>